

1 学校感染症とは

学校は、感染症が流行しやすい幼児・児童・生徒・学生の集団生活の場です。そこで、学校保健安全法によって「学校において予防すべき感染症」が定められています。

第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群（SARS）・中東呼吸器症候群（NARS）・鳥インフルエンザ・（H5N1及びH7N9）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・風しん・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症※
※ その他 感染症	○条件によっては出席停止の措置が考えられる感染症 感染性胃腸炎・サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症・マイコプラズマ感染症・インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）・RSウイルス感染症・EBウイルス感染症・単純ヘルペス感染症・带状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ・A型肝炎・B型肝炎 ○通常は出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症 伝染性膿痂疹（とびひ）・伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミ症・疥癬（かいせん）・皮膚真菌症（カンジダ感染症、白癬）

2 出席停止について

学校保健安全法第19条の規定により、「感染症予防上必要があるときは、生徒の出席を停止することができる」ことになっています。

- 出席停止となると欠席扱いになりません。
- 後から出席停止対象の感染症であると分かって、欠席をさかのぼって出席停止になります。
- 遅刻・早退になりません。
- ・早退した後、出席停止対象の感染症と診断された場合。
 - ・「意見書」をもらうために医療機関へ寄ってから登校した場合。



3 出席停止の期間

出席停止の期間の基準は感染症の種類に従い、次のとおりとなっています。

第一種の感染症		治癒するまで
第二種の感染症 （結核・髄膜炎菌性髄膜炎を除く）	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで（下記の早見表参照）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで

	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核および第三種の感染症		病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

インフルエンザ出席停止期間早見表

基準 発症後5日かつ 解熱後2日を経過		発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
例1	発症後 1日目に 解熱	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	発症後 4日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	登校可能		
例2	発症後 2日目に 解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	発症後 5日目 出席停止	登校可能		
例3	発症後 3日目に 解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能		
例4	発症後 4日目に 解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能	
例5	発症後 5日目に 解熱	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日目 出席停止	解熱後 2日目 出席停止	登校可能

3登校の際の手続き

病状が回復した後、登校する場合には所定の書類を提出してください。

感染症の種類によって提出する書類が違います。ご確認の上ご提出をお願いします。

感染症の種類	考えられる感染症名	提出書類
インフルエンザ		インフルエンザ経過報告書 (保護者記入)
第三種 (その他の感染症)	溶連菌感染症 マイコプラズマ肺炎 手足口病 伝染性紅斑 ウイルス 性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウィ ルス・アデノウイルス等) ヘルパ ンギーナ RSウイルス感染症 帯 状疱疹 突発性発疹	登校届(保護者記入)
「第三種(その他の感染症)」 以外の感染症	麻疹(はしか) 風疹 水痘(みず ぼうそう) 流行性耳下腺炎(おた ふくかぜ) 結核 咽頭結膜熱(プ ール熱) 流行性角結膜炎 百日 咳 腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎 侵襲性髄膜炎 菌感染症 など	意見書(医療機関記入)

※各用紙は本校又は宇都宮市のホームページよりダウンロードすることができます。

※医療機関からこれまで同様の「治癒証明書」が発行された場合は、「治癒証明書」の提出でかまいません。